

デンタル機器安心プラン

※デンタル機器安心プランは、企業総合補償保険のペットネームです。

歯科医療機器の損害を幅広く補償！

歯科クリニック内の医療機器や設備を、万一の災害や不測の事故からお守りする保険です。

電氣的・機械的
事故による「故障」

突発事故による
「破損・汚損」

水災による
損害も対応

火災等による事故も
もちろん対応

業務用
「現金盗難」

医療機器に加えて…

医療機器のほか、
待合室のテレビや業務用パソコンなども対象となります。

「デンタル機器安心プラン」が安心の医業経営をサポートします。

クリニック内での事故例

クリニック内で診療用機器を誤って落とし、破損させた

お支払保険金： 850,000円

落雷により、クリニック内の機器の大半に不具合が生じた

お支払保険金： 3,200,000円

お支払いは
安心の
再調達価額
ベース！

※上記は事故例であり、実際の事故によってお支払保険金の額は異なります。

幅広い補償でとっても安心！！
こんな補償がほしかった！！



保険金のお支払いの対象となる事故

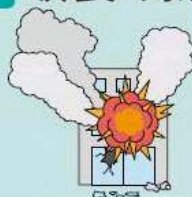
1 火災

(注1)



2 破裂・爆発

(注1)

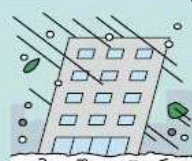


3 落雷



4 風災・雹災・雪災

(注2)



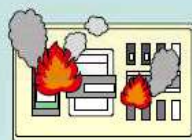
5 水災

(注1)



6 電氣的・機械的 事故

(注3・4)



7 不測かつ 突発的な事故

(注5)



充実の補償で
安心！！

(注1) 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、破裂・爆発およびその際の延焼損害および水災については、保険金のお支払いの対象となりません。

(注2) 風、雨、雪、雹、砂塵またはその他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分が風災・雹災・雪災の事故によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた場合にかぎります。

(注3) 「電氣的事故」とは、機械本体または構成部品に不測かつ突発的な外来の事故に起因せずに電気的作用に伴って機械本体または機械部品に発生した焦損、炭化、溶融、絶縁破壊などの物的な損害を伴う事故をいいます。

(注4) 「機械的事故」とは、機械本体または構成部品に不測かつ突発的な外来の事故に起因せずに生じた亀裂、折損、変形、剥がれ、焼付き、欠損、溶損などの物的な損害を伴う事故をいいます。

(注5) 車両・航空機の衝突、水濡れ、騒擾、外部からの物体の落下、飛来、盗難、その他不測かつ突発的な事故などが該当します。

幅広い
安心

「業務用通貨」や「業務用預貯金証書」の盗難による損害も補償します！

1回の事故につき、1敷地内ごとにそれぞれ次の金額を限度にお支払いします。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

業務用通貨	業務用預貯金証書
30万円限度	300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額が限度

保険金額・保険料例

保険金額は、クリニック内のすべての医療機器、設備等の再調達価額の合計額でお決めいただきます。

＜神奈川県横浜市中区所在物件・水災危険度中・保険期間1年・一括払＞

保険金額		10,000千円	20,000千円	30,000千円	40,000千円	50,000千円
保険料 (年間)	1級構造(鉄筋コンクリート造など)	22,000円	44,000円	66,000円	86,800円	107,500円
	2級構造(鉄骨造など)	34,600円	69,200円	103,800円	137,200円	170,500円
	3級構造(木造など)	59,200円	118,400円	177,600円	235,600円	292,500円
お支払限度額		1回の事故につき、保険金額を限度(回数に上限はありません)				

※お支払いする事故は火災、落雷、水災、電氣的・機械的事故、その他不測かつ突発的事故など、ほとんどすべての事故が対象となります。

※水災、電氣的機械的事故、その他危険の事故区分は、3万円の自己負担額を設定して試算しています。

※上記保険料の計算基準日は2024年10月1日となります。

※上記は保険金額・保険料の一例です。個別の保険金額設定も可能です。また、保険料は建物の構造級別によって異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

補償の対象となるデンタル機器例

●根管治療器具

根管長測定器
電気式歯髄診断器
根管治療用チップ
根管拡大形成キット
ラバーダムクランプ
ガッタパーチャッカー

●滅菌・消毒用品

オートクレーブ
超音波洗浄器
ドライガラスビーズ滅菌器
蒸留水器
メディカルシーラー

●手術用機器

インプラント装置
超音波骨切削器
エグザムライト
手術用LED照明灯
カートリッジシリンジ

●レーザー装置

●スケーラー

超音波スケーラー
スケーラー用ハンドピース
スケーラー用給水装置
内蔵型スケーラー
ハンドスケーラー
エアースケーラー

●ホワイトニング機器

シェードガイド
ホワイトニング測色機装置
歯科用開口器
ホワイトニング照射器
ホワイトニングストリップ

●クリニック・待合室用品

器械台カート
カルテワゴン・ファイルワゴン
ドレープ
歯科医院装飾品
診察室チェア・スツール

●サクション・バキューム

●歯科用ハンドピース

タービンハンドピース
ディスポーザブルエアタービン
コントラングル
ストレートハンドピース
エアモーター
研磨用ポイント

●X線撮影装置

デジタル式X線診断装置
X線診断照射撮影装置
X線画像読取装置
X線フィルム自動現像機
X線フィルム

●歯科説明・実習用機器

歯周病教学・説明用模型
歯科インプラント模型
小児歯科模型

●口腔内カメラ

●歯科ラボ機器

マイクロモーター
デジタルワックスペン
バイブレーター
集塵機(集じん機)
咬合器
真空成型器
モデルトリマー
ビジュアルライザー
ダウエルピン
サンドブラスター
研磨機
エアコンプレッサー
ハイスピードグラインダー

●歯科診療ユニット

ポータブル診療ユニット
ポータブル診療チェア
インストゥルメントホルダー

●レジン材料

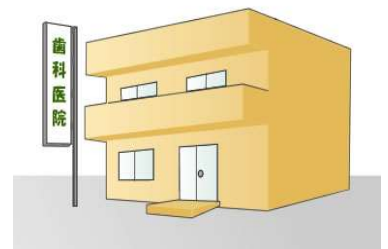
コンポジットレジン
常温重合レジン
トレー用レジン など

デンタル機器以外にも、次の機器が補償の対象となります。

- ・クリニック内のテレビ、業務用パソコン、ソファ、本棚、カーペットなど
- ・(テナントの場合) 造作、内装など

ご希望に応じてクリニックの建物も
保険の対象とすることができます。

詳しくは、取扱代理店までお問い合わせください。



お支払いする保険金および費用保険金のご説明

保険金をお支払いする場合の概要		お支払いする保険金の概要							
損害 保険 金	<p>ご契約時に選択した以下の事故についてお支払いします。</p> <p>①火災、落雷、破裂・爆発 ②風災・雹災・雪災（注1）（注2） ③水災（注3） ④電氣的・機械的事故 ⑤車両・航空機の衝突、水濡ぬれ、騒擾 ⑥建物の外部からの物体の落下・飛来等、盗難 ⑦①～⑥以外の不測かつ突発的な事故 （注1）風、雨、雪、雹、砂塵</p> <p>またはその他これらに類するもの吹込みによって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分が風災・雹災・雪災の事故によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた場合にかぎります。</p> <p>（注2）損害保険金のお支払いにおいては、雪災の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが普通保険約款の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。</p> <p>（注3）水災危険限定補償特約をセットする場合のお支払方法については、パンフレットの「水災危険限定補償特約をセットした契約に関するご注意」をご覧ください。</p>	<p>（損害額（注1） - 自己負担額（免責金額）） × $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$ （再調達価額、以下同様）（注2）</p> <p>ただし、損害額または支払限度額が限度となります。 また、自己負担額はご契約時に設定いただきます。</p> <p>（注1）損害額は、再調達価額によって算出します。ただし修理可能な場合は、修理費用または再調達価額のいずれか低い額が限度となります。 （注2）損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいい、企業総合補償保険の場合は、再調達価額となります。 ・設備・什器等が保険の対象の場合 業務用通貨・業務用預貯金証書の盗難のお支払限度額</p> <table border="1"> <tr> <td>盗難にあったもの</td> <td>1事故の限度額（1敷地内ごと）</td> </tr> <tr> <td>業務用通貨</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>業務用預貯金証書</td> <td>300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額</td> </tr> </table>		盗難にあったもの	1事故の限度額（1敷地内ごと）	業務用通貨	30万円	業務用預貯金証書	300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額
	盗難にあったもの	1事故の限度額（1敷地内ごと）							
業務用通貨	30万円								
業務用預貯金証書	300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額								
財物 補償 条項	<p>●残存物取片づけ費用 ①～⑦の事故により損害保険金がお支払される場合</p> <p>●修理付帯費用 ①～⑦のうち、補償の対象として選択した事故により保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり、損保ジャパンの承認を得て必要かつ有益な費用を支出したとき</p> <p>●失火見舞費用 保険の対象またはその収容建物から発生した火災、破裂・爆発の事故により他人の所有物に損害（煙損害・臭気付着損害を除きます。）が生じたとき</p>	<p>残存物の取片づけをするのに実際にかかった費用 （損害保険金の10%が限度）</p> <p>損保ジャパンの承認を得て実際に支出した必要かつ有益な費用 （1事故1敷地内につきその敷地内の保険金額の合計額の30%または5,000万円のいずれか低い額が限度）</p> <p>被災世帯数 × 20万円 （1事故1敷地内につきその敷地内の保険金額の合計額の20%が限度）</p>							
費用 保険 金	<p>●地震火災費用 地震、噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）により次のような火災が発生したとき （地震等により保険の対象が滅失（建物が倒壊した場合等）した後に火災による損害が生じた場合を除きます。） （1）保険の対象が建物である場合は、建物が半焼以上となったとき （2）保険の対象が動産である場合は、動産を収容する建物が半焼以上となったとき ※「半焼」とは、建物の主要構造部の火災による損害の額が保険価額の20%以上となった場合、または焼失床面積がその建物の延べ床面積の20%以上となった場合をいいます。</p>	<p>保険金額 × 5% ただし、保険金額 > 保険価額の場合は、保険価額 × 5% （1事故1敷地内につき 工場物件を含む敷地内：2,000万円 上記以外の敷地内：300万円が限度） ※ 72時間以内に生じた2以上の地震等はこれらを一括して1回の地震等とみなします。</p>							
	<p>●損害防止費用 ①の事故の際に損害の発生・拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したとき</p>	<p>実費 × $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$ （保険金額（保険金額 > 保険価額の場合は保険価額）から①の事故で支払われる損害保険金の額を差し引いた額が限度）</p>							

保険金をお支払いできない主な場合

次のような事由によって生じた損害については保険金をお支払いしません。

- ご契約者、被保険者（補償を受けられる方）の故意、もしくは重大な過失または法令違反
- 戦争、内乱、暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊、埋没、流失
- 核燃料物質に起因する事故
- サイバー攻撃等の結果として生じた事故。ただし、保険の対象（敷地外ユーティリティ設備は含みません。）に火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。 など

損害保険金②「風災・雹災・雪災」によって以下に掲げる物に生じた損害に対しては、損害保険金をお支払いしません。

- ゴルフネット（ボールを含みます。） ●自動車（明記物件） ●屋外にある原料、材料、仕掛品、半製品、製品、商品、副産物および副資材
- 建築中の屋外設備・装置 ●仮設の建物（年間の使用期間が3か月以下のものにかぎります。）およびこれに収容される動産
- 棧橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置 ●海上に所在する建物およびこれに収容される動産ならびに設備・装置 など

発生原因を問わず、P4の損害保険金④「電氣的・機械的事故」、⑤「車両・航空機の衝突、水濡れ、騒擾」、⑥建物の外部からの物体の落下・飛来等、盗難」および⑦「①～⑥以外の不測かつ突発的な事故」によって生じた次のような損害およびそれによって生じた損失に対しては、保険金をお支払いしません。

- 差押え、没収等の公権力の行使により生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合は除きます。
 - 保険の対象の置き忘れ、紛失または廃棄によって生じた損害
 - 詐欺または横領によって生じた損害
 - 万引きその他不法侵入によらない盗難損害。ただし、暴行または脅迫行為を伴う損害は除きます。
 - 検品、棚卸しの際に発見された数量の不足による損害
 - 楽器に生じた絃（ピアノ線を含みます。）のみの切断または打楽器の打皮のみの破損、音色・音質の変化の損害
 - 電力の停止または異常な供給により、保険の対象のうち商品・製品等のみに生じた損害
 - 保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、ご契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥については除きます。
 - 自然の消耗もしくは劣化（注1）、性質による蒸れ、腐敗、変色、さび、かびなどで生じた損害
 - 保険の対象に対する修理・清掃等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
 - 加工または製造中の動産の加工または製造に起因して生じた損害
 - 通貨、有価証券等の盗取によって生じた損害（設備・什器等が保険の対象である場合において損害保険金をお支払いするときに除きます。）
 - 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石、美術品等（明記物件）の盗取によって生じた損害
 - 管球類に単独に生じた損害
 - 冷凍・冷蔵物の温度変化による損害（工場物件の場合は、P4の①から③の事故によって生じた損害についても保険金をお支払いしません。）
 - 保管場所の営業時間外において、金庫外に保管中の宝石・貴金属等について生じた盗難による損害
 - 冷凍・冷蔵物の温度変化による損害
 - 保険の対象のすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害（注2） など
- （注1） 保険の対象が建物の場合は、屋根材等のずれや釘のゆるみ、浮き上がり等を含みます。
- （注2） 保険の対象が建物または屋外設備・装置の場合は、機能の喪失または低下を伴わない雨どいや塀のゆがみ等を含みます。

ご契約時にご確認いただきたいこと

①建物の構造について、ご確認ください。

保険契約申込書に記載されている建物の構造については、特に次の点についてご注意のうえ、ご確認ください。

- ・木造建物であっても、耐火建築物、耐火構造建築物、準耐火建築物、特定避難時間倒壊等防止建築物、省令準耐火建物、主要構造部（注1）が耐火構造・準耐火構造の建物、主要構造部（注1）が建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準（注2）に適合する構造の建物、主要構造部（注1）が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物に該当する建物は、他の木造建物よりも割安な保険料となります。
- ・木造建物で外壁がコンクリート造（ALC造を含みます。）等の建物や土蔵造の建物は、継続前契約の有無等により、保険料が変わりますので、ご注意ください。詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- （注1） 建築基準法施行令第108条の3に定める防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合にはその部分以外の主要構造部をいいます。
- （注2） 2024（令和6）年4月1日改正前の建築基準法施行令においては第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準をいいます。

②保険金額について、ご確認ください。

万一、事故が発生した場合にお支払いする保険金は、ご契約時に設定した保険金額が限度となります。

保険価額いっぱい設定しておかないと、事故の際、損害額に対して保険金が不足する場合があります。

また、保険価額を超えてご契約されても、お支払いする損害保険金は保険価額が限度になりますので、その超過分はむだになります。

ご注意

保険価額が1,000万円の場合の例

保険金額を1,000万円を設定したとき



保険金額を500万円を設定したとき（保険金額が不足）



$$500\text{万円 (損害額)} \times \frac{500\text{万円 (保険金額)}}{1,000\text{万円 (保険価額)}} = 250\text{万円}$$

→ 不十分な保険金

※自己負担額（免責金額）を設定している場合は、自己負担額（免責金額）を適用してお支払いします。詳細は、P4をご覧ください。

ご契約後の契約内容の変更などのご通知

ご契約後に以下の変更などが発生した場合または変更をご希望の場合は、遅滞なく、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。特に、以下の①から⑦までの項目について、ご通知がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

① 建物の構造用途の変更		② 保険の対象の移転		③ 住居部分がなくなった	
④ 建物の建築年月の変更		⑤ 建物内の職作業 作業規模の変更		⑥ 面積の変更 ⑦ 割増引の変更(地震保険の割引、公有物件等割引、 消火設備割引を適用した場合)	
⑧ 保険の対象の譲渡		保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。 事前にご連絡がない場合は、譲渡の事実が発生したときにご契約は効力を失いますので、ご注意ください。 なお、ご契約の継続を希望されない場合も、譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。			
⑨ ご契約者の住所・通知先変更		保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なくご連絡ください。 ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなりますので、ご注意ください。 なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合も、ご連絡ください。			
⑩ 上記以外の変更		上記以外の変更をご希望の場合は、事前にご連絡ください。			

●ご通知をいただいた後のご契約の取扱い

上記のご連絡をいただく場合において、以下のア.またはイ.のいずれかに該当するときは、ご契約を継続することができません。ご契約を解除させていただきますので、ご注意ください。

ア. 日本国外に保険の対象が移転したとき イ. 住居部分がなくなったとき（地震保険をセットしている場合のみ）

ご注意 告知等変更特約のセットされたご契約においては、上記の通知事項以外にもご通知いただく事項があるなど、一部取扱いが異なります。

詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

特にご注意いただきたいこと

契約締結時における注意事項

1. 告知義務と告知事項

ご契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項（重要事項等説明書をご確認ください。）について、損保ジャパンに事実を正確にお申し出いただく義務（告知義務）があります。

保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできなくなったりすることがありますのでご注意ください。

2. 保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

3. 保険料領収証について

保険料をお支払いの際は、特定の特約をセットした場合を除いて、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。なお、口座振替の場合は、保険料領収証が発行されませんのでご了承ください。

4. クーリングオフ

この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ（ご契約申込みの撤回等）の対象とはなりません。

5. 他人のための契約について

ご契約者と被保険者（補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

ご契約者と被保険者が異なる保険契約を締結される場合は、ご契約者がその旨を必ず保険契約申込書に明記してください。

6. 特約等の補償の重複について

次表の特約のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（火災保険以外の保険契約にセットされる特約や損保ジャパン以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。（注）

（注）1契約のみに特約をセットした場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
借家人賠償責任特約、借家人賠償責任総合補償追加特約（賠償責任補償条項）	個人用火災総合保険（家財のご契約）の借家人賠償責任条項 など
借家人賠償責任総合補償追加特約（修理費用補償条項）	個人用火災総合保険（家財のご契約）の修理費用条項 など

特にご注意いただきたいこと

契約締結後における注意事項

1. 通知義務等

- (1) P6「ご契約後の契約内容の変更などのご通知」をご確認ください。
- (2) ご通知やご通知に基づく追加保険料お支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更される前の保険料を上回らなかったときを除きます。

2. ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払込保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

3. 重大事由による解除等

次に該当する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

- (1) 保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた、または生じさせようとした場合
- (2) 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行った、または行おうとした場合
- (3) 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合
- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、(1) から (3) までの事由がある場合と同程度に損保ジャパンのこれらものに対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

万一事故にあわれたら

1. 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、ただちに、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。ただちにご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

【インターネットでの事故のご連絡】

<https://www.sompo-japan.co.jp/covenanter/acontact/>

損保ジャパン 火災事故 



【窓口：事故サポートセンター】

【受付時間】24時間365日

0120-727-110

2. 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款および特約」をご確認のうえ、損保ジャパンが求める書類をご提出ください。
(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

3. 保険金のお支払いについて

上記2. の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

4. 示談交渉について

この保険では、損保ジャパンが被保険者に代わって損害保険請求権者と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身でおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全額または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

1. 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

2. 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して、保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

3. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

4. 個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと（以下、「当社業務」といいます。）のために取得・利用します。また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式サイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

商品に関するお問い合わせ

【パソコン・スマートフォンから】 <https://www.sompo-japan.co.jp/>

（注）パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけない場合があります。



保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会
そんぽADRセンター】

0570-022808

<受付時間> 平日：午前9時15分～午後5時 ※通話料有料
(土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

「デンタル機器安心プラン」は神奈川県歯科医師会会員向けの企業総合補償保険のペットネームです。

- 設備・什器等だけではなく、建物や商品・製品等の補償をする商品もご用意しております。
- このパンフレットは「デンタル機器安心プラン（企業総合補償保険）」の概要を説明したものです。ご契約条件によっては、お申込みいただける内容（保険期間・補償内容等）と異なる場合があります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。また、ご契約前には必ず「重要事項等説明書」および「普通保険約款・特約条項」をご覧ください。
- ご契約者以外に対象となる方（被保険者）がいいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

◆引受保険会社



損害保険ジャパン株式会社

横浜支店営業第二課

〒231-0007 神奈川県横浜市中区弁天通5-70

損保ジャパン横浜馬車道ビル5階

TEL：045-661-2714 FAX：045-201-8876

（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

◆取扱代理店

株式会社神歯信栄サービス

〒231-0013 神奈川県横浜市中区住吉町6-68-2

神奈川県歯科医師会館4階

TEL：045-664-3571 FAX：0120-418-664

（受付時間：平日の午前9時から午後5時30分まで）